

東京都と住宅金融支援機構が連携し、 東京こどもすくすく住宅を購入する 子育て世帯等を支援します！



東京こどもすくすく住宅



東京こどもすくすく住宅HP

【東京こどもすくすく住宅とは？】

- 東京都は安全で快適な子育てに適したマンション、戸建住宅を**東京こどもすくすく住宅**として認定しています。
- 認定住宅の供給を都内全域で促進するため、整備費の一部を都が住宅事業者などに直接補助しています。

民間金融機関と住宅金融支援機構が提携して提供する
全期間固定金利型住宅ローン【フラット35】

東京都の補助を受ける集合住宅内の認定住戸や戸建住宅を
子育て世帯又は若年夫婦世帯が購入する場合、

【フラット35】**地域連携型**（子育て支援）の適用で、

当初 **5** 年間の借入金利 年**0.5%** 引下げ（2ポイント）

さらに・・・

【フラット35】**子育てプラス** との併用で、

当初 **5** 年間の借入金利 年**1.0%** 引下げ（合計4ポイント※）

※18歳未満の子ども2人の例
1ポイント＝年▲0.25%



○他の金利引下げ制度との併用で、さらに借入金利が引き下がります（具体例は裏面参照）。

○金利引下げ幅の上限は年**1.0%**（4ポイント）です。合計のポイント数が4ポイントを超える場合は、**6年目以降の借入金利が引き下がります。**

繰り越しのイメージ図



※【フラット35】子育てプラスの併用がない場合は、当初5年1.0%が引き下げ上限です。

■【フラット35】地域連携型とは？

公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する公共団体による財政的支援とあわせて【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。



住まいのしあわせを、ともにつくる。

住宅金融支援機構

利用要件等は裏面へ

【フラット35】地域連携型をご利用いただくための要件・手続き

【住戸・住宅の要件】

- **集合住宅**の場合は、取得する住戸が東京こどもすくすく住宅供給促進事業の「分譲新築型」又は「分譲改修型」による**補助金の交付決定を受けた集合住宅内**にあって、都の交付する設計認定書に記載された**認定住戸である**こと。
- **戸建住宅**の場合は、取得する住宅が東京こどもすくすく住宅供給促進事業の「分譲新築型」又は「分譲改修型」による**補助金の交付決定を受けた住宅**であること。
- 取得する住戸又は住宅は、集合住宅もしくは戸建住宅の新築又は改修に係る工事完了日以降、**初めて居住する**ものであること。

【利用者の要件】

- **子育て世帯又は若年夫婦世帯※**であること。

【お客さまの手続き】

① 東京都へ

「【フラット35】地域連携型利用申請書」を提出

申請書式のダウンロードはこちら

② 東京都から

「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」を受領



③ 借入申込み金融機関へ

「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」を提出
(借入れの契約時まで提出する必要があります。)

東京都 フラット35地域連携型

検索

なお、住戸又は住宅が**東京都の補助を受ける認定住戸又は補助金の交付決定を受けた住宅であるかについては住宅事業者など売主にお問い合わせください。**

※【子育て世帯】【フラット35】地域連携型利用申請書の申請日（以下「本申請日」という。）及びフラット35借入申込日の時点でこども等（注）を有しており、当該こどもの年齢が本申請日及びフラット35借入申込日の属する年度の4月1日において18歳未満であること。（注）こどもは、申込人の実子、養子、継子及び孫をいい、胎児を含む。孫は、申込人との同居が必要であり、別居のこどもは、申込人が親権を有することが必要
【若年夫婦世帯】本申請日及びフラット35借入申込日の時点で夫婦（法律婚、同性パートナー及び事実婚の関係。なお、婚約状態の方は対象外です。）であり、夫婦いずれかが本申請日及びフラット35借入申込日の属する年度の4月1日時点で40歳未満であること。

■ その他金利引下げ制度との併用例

詳しくは
こちら



新築マンション(集合・分譲新築型)

リノベーションマンション(集合・分譲改修型)

建売住宅(戸建て・分譲新築型)

- 【フラット35】地域連携型(子育て支援) : **2**ポイント
- 【フラット35】子育てプラス(子ども2人) : **2**ポイント
- 【フラット35】S(ZEH) : **3**ポイント
- 【フラット35】維持保全型(予備認定マンション) : **1**ポイント

= 当初 **1.0** 年間 **1.0%** 引下げ (合計 **8** ポイント)

- 【フラット35】地域連携型(子育て支援) : **2**ポイント
- 【フラット35】子育てプラス(若年夫婦世帯) : **1**ポイント
- 【フラット35】リノバ(金利Bプラン) : **2**ポイント
- 【フラット35】中古プラス : **1**ポイント

= 当初 **5** 年間 **1.0%**
6年目以降 **5** 年間 **0.5%** 引下げ (合計 **6** ポイント)

- 【フラット35】地域連携型(子育て支援) : **2**ポイント
- 【フラット35】子育てプラス(子ども2人) : **2**ポイント
- 【フラット35】S(金利Bプラン) : **1**ポイント

= 当初 **5** 年間 **1.0%**
6年目以降 **5** 年間 **0.25%** 引下げ (合計 **5** ポイント)

「東京こどもすくすく住宅供給促進事業」の問い合わせ先
「【フラット35】地域連携型利用申請書」の提出先

○ **東京都住宅政策本部
民間住宅部安心居住推進課
子育て支援住宅担当**
TEL : 03-5320-4907



【フラット35】に関するご相談は  住まいのしあわせを、ともにつくる。
住宅金融支援機構

お客さまコールセンター

0120-0860-35 (通話無料)

営業時間 : 9:00~17:00 (祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。)



ご利用いただけない場合(国際電話など)は、次の番号へおかけください。
048-615-0420 (通話料がかかります。)

www.flat35.com

《借入れに当たっての注意事項》●【フラット35】地域連携型を利用する場合には、地方公共団体から「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。●【フラット35】地域連携型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト(www.flat35.com)でお知らせします。また、地方公共団体による補助金の交付等が終了した場合も受付を終了させていただきます。補助金の交付等についての詳細は、各地方公共団体にお問合せください。●【フラット35】地域連携型の内容などの詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)をご覧ください。●【フラット35】Sとは、【フラット35】をお申込みのお客さまが、省エネルギー性、耐震性などを備えた質の高い住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。●【フラット35】子育てプラスとは、子育て世帯または若年夫婦世帯に対して全国一律で子どもの人数等に応じて一定期間借入金利を引き下げる制度です。詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。【フラット35】S、子育てプラス等で金利の引下げの適用を希望する場合、一定の基準を満たす必要があります。詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。●【フラット35】S、子育てプラス等の金利引下げメニューには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。●【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。機構では、申込ご本人またはご親族の方が実際にお住まいになっていることを定期的に確認しています。●外国籍の方が【フラット35】をお申込みになる場合は、通常の申込要件に加えて「永住者」または「特別永住者」の資格が必要です。